

## 長野市の危機管理体制

### 1. 長野市地域防災計画

#### (1) 計画の目的

市・県及び防災関係機関の協力を含めた総合的な計画を定め、公共的団体  
その他住民が、防災活動の効果的かつ具体的な実施を図り、市域の災害予防、  
災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的かつ有効的に実施することによ  
り、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、風水害、地震等による  
被害の軽減を図り、社会秩序の維持及び公共の福祉に資する。

#### (2) 計画の構成

対 策 項 目	内 容
基本 ( 震災・風水害 )	震災・風水害において災害発生を未然に防止するための災害予防計画や、災害拡大を防止するための対策、被災者の救助救援活動の実施体制、災害復旧・復興対策などについて定める
雪害	豪雪による災害の防止、生活環境維持のため市・防災関係機関が実施する予防対策、応急対策について定める
航空機事故災害	航空機墜落による災害発生予防対策、災害発生時の迅速な対応を実施するための応急対策について定める
道路事故災害	道路における大規模事故災害の予防対策、災害発生時及び二次的に発生する危険物流出時の迅速な対応を実施するための応急対策について定める
鉄道事故災害	鉄道における大規模事故災害の予防対策、災害発生時の迅速な対応を実施するための予防対策、応急対策について定める
危険物等災害	危険物等による災害の予防対策、災害発生時の迅速な対応を実施するための応急対策について定める
大規模火災	市街地等における大規模火災の予防対策、災害発生時の迅速な対応を実施するための応急対策について定める
林野火災	林野火災の予防対策、災害発生時の迅速な対応及び二次災害（土砂災害）の発生を防止するための応急対策について定める

( 3 ) 災害対策本部

設置基準

- ・市域に震度 5 弱以上の地震が発生したとき
- ・市内に甚大な被害が発生したとき、もしくは発生が予想されるとき
- ・市の広範囲に災害が発生したとき、もしくは発生が予想されるとき
- ・その他、市長が必要と認めるとき

災害対策本部の組織

本部長	市長	本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	助役 収入役	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部長付	教育長 公営企業管理者	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。また、本部長の命を受け、本部長付は特定の事務を、本部員は部の事務を掌理する。
本部員	各部長 議会事務局長 教育次長 水道局長 消防局長 長野市保健所長 等	
本部連絡員	部長が指名する職員	部の所管する情報を本部長に報告する。また、本部の情報を部に連絡する。
班長	各課長	部長の命を受け、班の事務を掌理する。
班員	各課員	班長の命を受け、班の事務に従事する。

支所・連絡所の体制

班名	班長	班員	事務分掌
支所班	支所長 連絡所長	支所 連絡所 の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集及び伝達に関すること</li> <li>・被害状況の調査及び報告に関すること</li> <li>・関係機関等との連絡調整に関すること</li> <li>・本部長が命じる災害応急対策に関すること</li> </ul>

災害発生時の体制

災害発生時における体制等は、別紙フローチャートによる。

震度4以上の地震が発生（被害の規模・状況は不明）した場合  
 <長野市地域防災計画>

